

知多北部広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成11年6月1日 条例第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めるものとする。

(補償)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の補償については、東海市の議会の議員その他非常勤の職員の例による。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。